

会報

いしかわ

1994.12.No.15



片野の鴨池



石川県行政書士会

目 次

会長あいさつ	1
会務報告	1
各部の活動状況	2
「行政書士110番」実施結果	2
研修会報告	3
支部だより	18
意見箱のコーナー	18
会務日誌	21
会員の動き	21
編集後記	22

会報 いしかわ

北陸三県行政書士会合同研修会 を顧りみて

会長 山本 雄



去る平成6年7月29日石川県地場産業振興センターに於て、北陸三県行政書士会合同研修会を開催するに際し、総務庁行政管理局行政手続法施行準備室長江澤岸生殿の御高配をいただき、講師としてお迎えし、「行政手続法の概要について」講義をしていただきました。

この法律は、本年10月1日から既に施行されました。

この研修会の開催に当り北陸三県の行政書士会の会長始め役員ならびに会員各位の御理解と御協力を得て、400名を越す多数の参加者を集めて盛会裡に大研修会を終了できました事について、開催県である石川県行政書士会は、これまで御協力していただいた日本行政書士会連合会中部地方協議会、北陸三県行政書士会の関係者に対し、心から厚くお礼を申し上げる次第であります。

こうした行事を通じ北陸三県の行政書士会は更に提携を深め、広域的な立派な職域確保をめざしたい。

そして、行政制度のために効果的な活動を今後力強く展開する所存でありますので、会員各位も石川県行政書士会の発展のために強力な御支援、御協力をお願い致します。

北陸三県行政書士会では、かつてない多数の参加者を集め画期的な行事が完結出来た果実について、そのことを草木にたとえれば、“限りないのぞみと、みんなでやれば、花も咲かせ、実を結ばせることができるんだ。と、いう。確信が得られたことは、将来へ向けての大きな夢が努力の積み重ねによって開けそうである。否、是非、開かせるべきである。

会務報告

「月間」成功目指し

第3回理事会開催す

去る8月20日午後2時から第3回理事会が

石川県行政士会会議室において21名中15名出席のもと開催されました。

山本会長の「北陸三県合同研修会」成功に対する謝辞と労いをこめた挨拶で始まり、さっそく会長・議長で議案審議に入りました。

第1号議案は、「行政手続法に関する北陸

三県合同研修会」の結果報告を山岸法規・企画部長が行いました。質疑も当会が中心となって成功させることができたこの研修会の成果を今後活かす内容のものでした。つぎに、第2号議案は、「今年度の行政書士制度強調月間での各種の取組みについて」であり、松原担当副会長から全国の鑑察担当者協議会や日行連の方針を報告し、当会の具体的方針について提案を行いました。その内容は、

- ① 基本的に日行連方針を実行実施する。
- ② 新聞広告と垂れ幕を実施するため準備を急ぐ。
- ③ 電話無料相談を10月3.4.5日に行う。
- ④ マスコミへの働きかけを重視し、すぐ取り組む。
- ⑤ 各支部の独自活動に対する援助を強化する。
- ⑥ 官庁窓口に「行政書士法啓発プレート」の設置を実現させるべく研究を急ぐ。

以上であり、積極的質疑で決定しました。また、各支部への協力を依頼するため支部長会議を開催するよう要望がありました。

第3号議案として前理事会から当日までの会務報告並びに各部からの行事予定や研修会予定が提案報告され「一般会員の積極的参加に努力する。」取組みを強化することが討議され午後3時45分終了しました。

各部の活動状況

鑑察強調月間について

鑑察部長 北岸 正彦

行政書士強調月間が本年も10月1日から始まった。

8月に行なわれた全国鑑察担当者協議会で鑑察の意義が問われ、これが論議を呼んだ。鑑察は字義のとおり「とりしまってしらべる・こと」である。即ち、法違反者には怖い存在である筈だ。

3日から始まった「行政書士110番」の反響は大はく、報道各社に対するパブリシティ活動が功を奏し、行政書士制度の啓蒙をクローズアップするものとなつた。

これは、広報部の尽力の役員一同の協力の賜物であると感謝の念を深くするものです。

もう一つ、目下取り組み中であるが、警告表示板の設置について、石川県総務部に県名県章の使用と、警告表示板の設置承認を申請している。

警告表示板には「行政書士でない者が、書類の作成提出代行はできない」旨の文章がはいっている。これを役所の窓口に設置する。行政書士でない者はこれを見て狼狽すると思う。詳細は県の承認があってから発表したいと思う。

「行政書士 110 番」の実施結果

10月1日から始まった強調月間の行事として、今年も電話による無料相談「行政書士110番」が開設されました。テレビ、ラジオ等のマスコミ関係でも報道され、年々大きな反響を呼んでいます。

連日数多くの相談が寄せられ盛況のうち幕を閉じましたが、来年度からは臨時電話の増設や相談員の増員が必要ではないかと痛感しました。

3～5日間までの3日間の実施結果は次のとおりです。



平成6年度「行政書士110番」相談受付集計表

	相 談 項 目	10/3	10/4	10/5	項目集計
権事 利実 義証 務明 関 係	○遺言・組織 (登記・税務対策を含む)	7	15	20	42
	○各種契約 (贈与、売買、交換、請負、委 任、消費、賃貸借等)	1	3	2	6
	○定款、内容証明、会計記帳等				0
	○不動産関係(登記、境界等)	3	4	1	8
	○戸籍関係 (結婚、離婚、養子縁組等)			1	1
	○その他	3	1		4
許 可 認 可 関 係	○許認可申請手続 (建設・風俗営業等)			2	2
	○法人設立		3		3
	○土地開発	1			1
	○農地転用		1	1	2
	○自動車登録(車庫証明含む)		1		1
	○入管関係(外国人労働者等)				0
	○その他	3	4	1	8
	曜日別集	18	32	28	78

北陸三県行政書士会合同研修会の開催結果について

法規企画部長 山 岸 清

本年7月29日石川県地場産業振興センターにおいて、北陸三県行政書士会合同研修会を開催し、講師として総務庁行政管理局、行政手続法施行準備室長江澤岸生殿にお越しいただき、「行政手続法の概要について」講義をしていただきました。

この法律は、本年10月1日から施行されたもので、「行政の全分野にわたる基本法律」であることから、われわれ行政書士はもちろん、行政関係事務に携わるもの総てにとって、最も関係の深い法律であり、十分な理解が必要とされているものであります（行政手続法のポイント1参照）。

この趣旨を多くの会員の方々を始め、県、市町村関係職員の方々などにご理解をいただいた結果、当初の予定を大きく上回る400余名のご参加をいただき、盛会裡に終了いたしましたので、本研修会の開催結果の要旨を取りまとめ、報告いたします。

なお、最後になりましたが、今回の研修会開催について格別のご協力、ご尽力をいただきました各支部長さんを始め、支部役員並びに本会役職員の皆様に、業務担当として心から感謝とお礼を申し上げます。



行政手続法のポイント

- 行政の全分野にわたる基本法制
- 国民の権利利益に直接係わる行政手続を規律

I 申請に対する処分 → 迅速・透明な処理の確保

- 1 「審査基準」・申請が許認可等の要件に適合しているかを判断するための具体的基準を公表する。
- 2 「標準処理期間」・申請から処分までに要する標準的な期間を定めるよう努め、公表する。
- 3 「審査開始義務」・申請が到達したときは、遅滞なく審査を開始する。
→ 申請事案の放置や処理の遅延を排除
- 4 「理由提示」・申請を拒否する場合には、同時にその理由を示す。

II 不利益処分（許認可等の取消、営業停止等） → 公正・公平な手続の確保

- 1 「弁明手続」・処分の名宛人に対し、あらかじめ通知し、弁明書を提出する機会を与える。
- 2 「聴聞手続」・許認可等の取消等、資格又は地位を剥奪する処分を行う場合には、口頭により、主張、立証する機会を与える。
・当事者は、処分の理由となる事実を証する文書等の閲覧を求めることができる。
- 3 「理由提示」・不利益処分を行う場合には、同時にその理由を示す。

III 行政指導 → 明確性・透明性の確保

- 1 「一般原則」・行政指導を行う場合には、所掌事務の範囲を超えず、相手の任意の協力を前提とするものであることに留意し、従わないことを理由とした不利益な取扱いを禁止する。
- 2 「申請、許認可等に関連する行政指導」・申請の取下げを求めたり許認可等の権限を背景とした行政指導を行う場合には、申請者の権利を制限したり、地位を利用して指導に従わせるようなことを禁止する。
- 3 「明確化原則」・行政指導を行う場合には、その趣旨、内容、責任者を明確にする。更に、求めに応じて書面を交付する。
・また、事案に応じて、行政指導に関する指針を定め、公表する。

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備 に関する法律のポイント

I 趣 旨

行政手続法の施行に伴い、必要とされる規定整備

II 対象法律数

360法律

III 法案の内容

1 規定整理

行政手続法の規定と重複する手続規定の削除等

2 「聴聞」という用語の整理

行政手続法案において聴聞手続を整備することに伴い、既存の個別法に規定されている聴聞という名称を他の用語に整理

3 適用除外

① それぞれの行政分野において独自の手続体系が定められており、それによることが適当と認められるもの

(例) ・公正取引委員会が独占禁止法に基づき行う処分

・工業所有権の設定等に関する処分(特許法等)

② 処分の性質上、行政手続法に定める手続になじまないもの

(例) ・航空管制官の行う交通整理に関する処分(航空法)

行政手続法の制定による効果

- 審査基準が原則公にされることにより、行政運営の透明性が向上するとともに許可、不許可の予見可能性が高まる。
また、行政側の恣意的な取扱いの防止に役立つ。
- 標準処理期間を設けることにより、申請者にとって処理の目安が明らかになる。
また、行政側の処理の迅速化を促進する。
- 申請を受けないとか、行政指導を行うことにより審査に入ることを遅らせるなどの措置が抑制される。
- 申請を許可しない処分や不利益処分については、その理由が示されることとなるので、行政運営の透明性が向上するとともに相手方の訴訟等の便宜に資する。
- 行政指導については、相手方の求めに応じて書面を交付するなど趣旨、内容、責任者を明確にすること、事案に応じて行政指導の指針を公表するなどによりその明確性、透明性が向上する。
- 不利益処分を行おうとする場合に、原則、一定の方式で相手方の言い分を聴くこととなるので、法律ごとのばらつきが統一され、国民にとって分かりやすい仕組みになるとともに国民の権利利益の保護に寄与する。
- 日米構造問題協議でも指摘されているように、国際的にも通用する透明な行政システムを構築する上での重要な柱となる。

行政手続法の制定をめぐる主な経緯

年 月	事 項	概 要
昭和39年 9月	第一次臨時行政調査会答申	○ 統一的な行政手続法の制定及び法案準備のための専門的な調査会の設置を提言
54年 9月	航空機疑惑問題等防止対策に菅駁協議会の提言	○ 一般的行政手続法の整備及び我が国の風土にあったオンブズマン制度の在り方について長期的課題として検討すること
55年 8月	行政手続法研究会の発足	○ 行政管理局長の懇談会（座長 雄川 一郎 成蹊大学教授） ○ 昭和58年11月報告 ・ 処分手続、命令制定手続、計画策定手続、行政指導手続について要綱案を指示
58年 3月	第二次臨時行政調査会答申	○ 「公正で民主的な行政運営を実現し、国民の権利・利益を保護するために行政手続を整備することの必要性が一層高まっている。」と指摘 ○ 統一的な行政手続法を制定するための臨時の専門的な調査審議機関の設置を提言
60年 6月	第二次行政手続法研究会の発足	○ 行政管理局長の懇談会（座長 塩野 宏 東大教授） ○ 平成元年10月中間報告 ・ 処分手続、行政指導手続について統一化の基本的考え方及び要綱案を提示
平成 2年 4月	第二次行革審最終答申	○ 処分手続に関し、法制の統一的な整備に向けて、専門的な調査審議機関の設置を提言
2年10月	第二次行革審に対する内閣総理大臣	○ 我が国行政手続の内外への透明性の向上、公正の確保等を図るための法制の統一的な整備については、既往の閣議決定等を踏まえ、第三次行革審で早急に検討する旨諮問
3年 1月	手続法部会の発足	○ 第三次行革審に「公正・透明な行政手続部会」を設置（部会長 角田 禮次郎 前最高裁判所判事） ○ 同年11月、第三次行革審に対して報告を提出 ・ 申請に対する処分、不利益処分、行政指導について、要綱案を取りまとめ
3年12月	第三次行革審答申 平成 4年度行革大綱の決定	○ 「公正・透明な行政手続法制の整備に関する答申」提出 ○ 答申の要綱案に沿って、行政手続法及び関連する規定の整理法の立案作業を進め、早期に法律案の提出を図ることを閣議決定
4年 7月	日米構造問題協議フォローアップ第2回年次報告	○ 次期通常国会に法律案を提出すべく作業を進めることを約束
4年12月	平成 5年度行革大綱の決定	○ 次期通常国会に法律案を提出することを決定
5年 5月	行政手続法案、同整備法案の閣議決定、国会提出	○ 「行政手続法案」及び「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定（5月21日）、国会提出（5月24日） ○ 両法案は、衆議院の解散（6月18日）により、廃案
5年 9月	同 上	○ 行政手続二法案を閣議決定（9月24日）、国会提出（9月27日） ○ 両法案は、衆議院本会議（10月26日）、衆議院本会議（11月5日）で可決、成立
5年11月	行政手続法、同整備法を公布	○ 行政手続法（法律第88号）及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（法律第89号）公布

行政手続法の策定経過

- 平成3年12月12日 ・ 第三次行革審の答申「公正・透明な行政手続法制の整備に関する答申」
(行政手続法要綱案)
- 平成4年12月26日 ・ 平成5年度行革大綱の閣議決定「行政手続法要綱案に沿って立案作業を進め、次期通常国会に法律案を提出する」
- 平成5年5月21日 ・ 「行政手続法案」及び「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」の(第126回通常)国会提出を閣議決定
- 5月24日 ・ 行政手続2法案を国会提出
- 6月8日 ・ 衆議院本会議において趣旨説明及び質疑
- 6月10日 ・ 衆議院内閣委員会において提案理由説明
- 6月18日 ・ 衆議院の解散に伴い廃案
- 平成5年9月24日 ・ 「行政手続法案」及び「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」の(第128回臨時)国会提出を閣議決定
- 9月27日 ・ 行政手続2法案を国会提出
- 10月14日 ・ 衆議院内閣委員会において提案理由説明
- 10月19日 ・ 衆議院内閣委員会において質疑
- 10月21日 ・ 衆議院内閣委員会において参考人質疑、採決
- 10月26日 ・ 衆議院本会議において可決
- 10月28日 ・ 参議院内閣委員会において提案理由説明
- 11月2日 ・ 参議院内閣委員会において質疑
- 11月4日 ・ 参議院内閣委員会において参考人質疑、採決
- 11月5日 ・ 参議院本会議において可決、成立
- 平成5年11月12日 ・ 公布
行政手続法(平成5年法律第88号)
行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成5年法律第89号)

公的規制の緩和等に関する答申（抄）

（昭和63年12月1日臨時行政改革推進審議会答申）

・「公的規制全般を通じ、その基準や手続の明確化を図り、制度・運用全体にわたって透明性、公平性等を確保することは、国内的にはもちろん、国際的にも今後我が国として積極的に進めるべき重要な課題である。また、事務手続の簡素化、迅速化を図り、申請者等の負担軽減を求める国民の要請は極めて強い。公的規制に関する制度面での見直しと並んで、このような要請にこたえた運用面での改革は、その影響と効果の面でゆるがせにできない。」

・「行政指導は、各般の行政分野において様々な態様と根拠により行われ、これを画一的に律することは困難であるが、特に個別法に法的根拠を持たないものについてこれが濫用される場合には法治主義の空洞化をもたらすおそれがあるのみならず、行政の透明性と公平性を欠くこと、指導の基準や責任の所在が不明確なこと、相手方が不測の損害を被った場合の救済手段がないことなどの弊害を生ずるおそれがある。

行政指導は、行政ニーズへの機敏な対応、行政の弾力性の確保、行政目的の円滑な達成などに現実に意義を有しているものの、上の観点からはできるだけ抑制する必要がある。

各行政機関においては、行政指導について、以下に基づき見直す。

- ① 行政指導の濫用を厳に抑制する。また、あくまで法令の趣旨に従ったものとするとともに、常に状況の変化に対応した内容のものとし、不要となったものは速やかに廃止すること。
- ② 一般的な基準や行動規範等を示したり、行政処分につながる可能性のある指導については、その内容をできる限り具体的かつ明確なものとすること。特に後者については、原則として決裁権者の決裁を受け文書をもって行うこと、及び法の趣旨を超えて必要以上の負担等を相手方に強いることがないこと。」

〔平成2年6月28日〕
閣議了解

・ 排他的取引慣行

Ⅱ 対応策

2 政府慣行

- (2) 日本国政府は、行政指導の政府全体の包括的な原則として透明性及び公正性を確保するため、行政指導の内容が支持用市場閉鎖的でなくかつ公正な競争を阻害しないとの政府の意図を一致するようにすることを保証する。また、行政指導は、可能な限り文書で行うこととし、それが行われた場合には、例えば、安全保障に係る場合、公表すれば営業秘密の漏洩等から生ずるような損害をもたらす又はそのおそれがある場合等公表しない有力な理由がある場合を除き、一般に知り得るようにする。

日米構造問題協議フォローアップ
第2回年次報告（抄）

平成4年7月30日

2 政府慣行

(5) 行政の透明性と適正な手続

政府慣行における透明性を一層確保するために、日本政府は以下に掲げる措置を採る。

- (イ) 日本政府は、第三次臨時行政改革推進審議会の答申に盛り込まれた行政手続法要綱案に沿って、次期通常国会に行政手続及び関連する規定の整理法を提出すべく作業を進める。

行政手続法の施行に関する政府決定

1 今後における行政改革の推進方策について(抜粋)(平成6年2月15日閣議決定)

内外情勢の展開を踏まえ、変化への対応力に富み、簡素で効率的かつ国民の信頼を確保しうる行政を確立するため、行政の制度・運営について、徹底した見直しを行い、その改革を進めていく必要がある。このため、今後、下記の方針により、第三次臨時行政改革推進審議会の最終答申(平成5年10月27日)等を尊重しつつ、行政改革を推進するとともに、引き続き既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。

記

3 行政情報公開の推進、行政手続の適性化

行政情報の公開に係る制度について本格的検討を進めるとともに、行政手続法(平成5年法律第88号)の円滑かつ的確な運用を図る。

(1) (省略)

(2) 行政手続法の円滑かつ的確な施行を図るため、施行前準備の万全を期すとともに、国民に対する積極的な周知、地方公共団体への的確な指導・助言に努める。

また、同法の施行後においては、その施行状況調査等の充実を図り、同法の定着に努める。

2 対外経済改革要綱(抜粋)(平成6年3月29日閣議決定)

Ⅲ. 市場機能と強化と対日アクセスの改善

1. 規制緩和の推進

(6) 行政手続の透明性、公正の確保の推進

許認可等の行政処分に係る手続及び行政指導の透明性の向上、公正の確保に関し、第128回国会で成立した行政手続法を本年10月を目途に施行する。同法の円滑かつ的確な施行と徹底に向け、施行準備及び周知活動の充実を図る。また、同法の施行後においては、その施行状況調査等の充実を図り、同法の定着に努める。

3 今後における規制緩和の推進等について(抜粋)(平成6年7月5日閣議決定)

2. 規制緩和推進計画(仮称)の策定

(2) 各省庁における所管行政に係る規制の見直しを推進するための基本指針は以下のとおりとする。

キ 許認可等の審査基準、検査基準及び申請等における必要な書類、データ等の明確化を図るとともに、標準処理期間の明示を推進する。

北陸三県行政書士合同研修会 開催結果要旨

作成者

法規企画部長 山 岸 清

1 開催日時

平成6年7月29日(金)

自13時00分 至15時00分

2 開催場所

金沢市戸水町イ80番地

(財)石川県地場産業振興センター

本館 1階 大ホール

3 研修科目

行政手続法の概要について

4 講師

総務庁行政管理局

行政手続法施行準備室長 江 澤 岸 生 氏

5 研修対象

1. 北陸三県行政書士会々員及び補助者
2. 中部行政書士会参加希望会員(除北陸三県)
3. その他
 - (1) 北陸三県他士業会々員
 - (2) 同 県市町村関係係官
 - (3) その他

6 準備打合せ会

第1回

1. 日 時 平成6年5月19日 自13時~至15時
2. 場 所 石川県行政書士会 会議室
3. 出席者

(1) 石川会 山本会長、茅野総務部長、山岸法規企画部長

以上 3名

- (2) 福井会 前田会長、斎藤企画開発部長、増田同副部長
以上 3名
- (3) 富山会 三上会長、江之本業務指導部長、畠平同副部長
以上 3名
- 計 9名

4. 協議決定事項

- (1) 開催日時、場所
- (2) 研修議題
- (3) 講師及び対応
- (4) 受講対象
- (5) 各会任務分担
- (6) 費用分担(三県均分負担)
- (7) その他

第2回

1. 日 時 平成6年7月9日 自11時～至14時
2. 場 所 石川県地場産業振興センター
3. 出席者
- (1) 石川会 山本会長、小泉相談役、埜田副会長、茅野総務部長、
山岸法規企画部長、濱井業務指導部長、藤井広報部長、
北岸監察部長、宮川総務副部長、重森業務指導副部長、
宮本広報副部長、山本事務局員
以上 12名
- (2) 福井会 前田会長、竹田副会長、斎藤企画開発部長、
増田企画開発副部長、澤 事務長
以上 5名
- (3) 富山会 江之本業務指導部長、畠平業務指導副部長
以上 2名
- 計 19名

4. 協議決定事項

- (1) 業務分担
- (2) 会場設営
- (3) その他の準備事項
- (4) 講師対応事項

(5) その他

7 研修会参加者

参加総人数 402名

1. 石川会関係

(1) 会員(含補助者)	104名	(内事務局員1名)
(2) 他士業会々員	12名	
(3) 官公署関係		
① 石川県	35名	
② 石川県警	27名	
③ 金沢市	63名	
④ その他市町村	36名	
(4) その他(一般)	1名	
計	278名	(69,2%)

注 各支部別出席状況は、後記 12「支部別研修会出席状況調」のとおり

2. 福井会関係

(1) 会員(含補助者)	50名	
(2) その他	16名	
計	66名	(16,4%)

3. 富山会関係

(1) 会員(含補助者)	31名	
(2) その他	15名	
計	46名	(11,4%)

4. 中部行政書士会

(1) 愛知会々員	2名	
(2) 三重会々員	4名	
(3) 岐阜会々員	6名	
計	12名	(3,0%)

8 配布資料

1. 講師(総務庁)配布(無償)

- (1) シンポジウム+関連資料 「行政手続法をいかに活用するか」
 (財)経済広報センター発行 A5版 178頁(価1,000円)
- (2) 行政改革スペシャル「行政手続法」
 総務庁行政手続法施行準備室作成 B4 12頁
2. 各会費用分担(無償配布)
- (1) パンフレット「行政手続法は初めての官民共通グラウンド」
 (財)経済広報センター発行 A4版 18頁(価200円)
 (購入部数400部)
- (2) 「行政手続法のポイント」 A4版 8頁 原稿受領、420部印刷

9 開催諸経費

1. 会場費

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 借上費 (石川県において全額負担) | 0円 |
| (2) 会場設営費 (石川会) | 216,300円 |
| 計 | 216,300円 |

2. 講師関係費 (福井会) 108,394円

3. 資料関係費

- (1) パンフレット購入費
 「行政手続法は初めての官民共通グラウンド」
 @200円×400部 (福井会) 80,721円
- (2) 送料
- | | |
|---|---------|
| ① 東京～福井 (福井会) | 10,720円 |
| ② 福井～金沢 (石川会) | 13,840円 |
| ③ 資料残部47冊総務庁返送
「行政手続法をいかに活用するか」
(福井会) | 1,000円 |

(3) 印刷代

- 「行政手続法のポイント」A4版 8頁
- | | |
|------------|----------|
| 400部 (福井会) | 16,000円 |
| 20部 (石川会) | 800円 |
| 計 | 123,081円 |

4. その他

(1) ビデオ作成費	(石川会)	100,000円
(2) 雑費	(石川会)	31,850円
	計	131,850円
	合計	579,625円

注 ()内の会名は、取扱会を示す。

10 開催結果協議会

1. 開催

平成6年9月9日(金) 午後1時から
石川県行政書士会 会議室

2. 出席者

(1) 石川会	山本会長、埜田副会長、茅野総務部長、 山岸法規企画部長	以上4名
(2) 福井会	前田会長、竹田副会長	以上2名
(3) 富山会	三上会長、江之本業務指導部長	以上2名
	計	8名

3. 協議事項

- (1) 北陸三県行政書士合同研修会の経費分担について
後記「11 経費分担」のとおり決定
- (2) 同研修会の事後処理について
本研修会開催について協力を得た石川県総務部長及び
石川行政管理事務所長を三県会長が訪問、謝意を述べた。

11 諸経費分担

1. 分担対象経費額 金579,625円

注 内訳は、前記9「開催諸経費」のとおり

2. 各会負担額

開催準備打合せ会(5月19日開催)負担申合せに基づき、
下記のとおり均分負担を決定

- (1) 石川会 ¥193,225 (端数処理+25円)
- (2) 福井会 ¥193,200

(3) 富山会

¥193,200

12 その他

1. 研修会当日の業務従事者

(1) 石川会	30名
(内金沢支部役員8名、事務局1名)	
(2) 福井会	8名
(3) 富山会	7名
計	45名

2. 支部別研修会出席状況

支部別	会 員			官公署等	他土業団体	出席者総数
	出席者	出席率	会員数			
金沢支部	52	38.8	134	141	12	205
小松支部	17	45.9	37	5		22
加賀支部	8	34.8	23	1		9
七尾支部	14	35.0	40	5		19
輪島支部	11	47.8	23	10		21
珠洲支部	1	12.5	8	0		1
計	103	38.9	265	162	12	277
事務局	1					1
合計	104			162	12	278

以上

農地法の研修会の報告

業務部 酒谷 信嗣

以前から、農地法の許可を取り扱う県の農政課と直接話し合う機会がほしいとおもっていたところ、浜井部長と研修会の依頼に行き、心良く引き受けていただけた時は非常にうれしく思いました。

課長の人柄でしょうか、あけっぴろげで、たてまえ抜きで応答していただき、その上、県市の農地関係の担当官のトラの巻ともいうべき「石川県農地関係事務処理要領」を約20冊も無料で分けていただきました。農地法の許可関係の指導書としては、これ以上のものはないと思います。各支部長に一冊ずつ送付してありますので参考にして下さい。

研修会自体は、初心者向のごく基本的な事をベースにし、担当官として我々申請者側が気がつきにくい点につき話していただきました。実はベテランの方々には質疑応答の時間を十分とってありました。(その為、最初は



講師一人だけのところを無理に二人お願いしました。)が、案外質問が少なく残念な感じがしました。

建設業法研修会報告

業務指導部 小山 秋子

建設業法の一部を改正する法律(平成6年6月29日公布)に伴う建設業法研修会が、10月14日午後2時から労済会館の第一研修室に於いて開催されました。

第一部「経営状況分析申請手続の改正点について」講師は、(財)建設業情報管理センター 石川県支部調査役 樋爪孝守氏、第二部「建設業許可申請手続の改正点について」と「経営事項審査手続の改正点について」講師は、石川県土木部管理課課長補佐兼建設業係長 黒崎宰作氏、同主事 山上敬良氏をお迎えして開催され、研修会は、52名用の研修室に58名程の参加者があり、熱意溢れる行政書士の熱気で一杯でした。

樋爪調査役の説明は、経営状況分析申請書の改正点として、

- ① 審議基準日が企業の決算日に変更
- ② 申請書の様式の変更
- ③ 評点の算出方法(法人有利)

等と法改正の経緯についてでした。黒崎課長補佐は、建設業法の新旧を比較しながら、キメ細かに説明されました。法改正の主な点を3点あげれば、

- ① 建設業の許可の有効期限が3年から5年に延伸
- ② 変更事項の届出が2週間以内から30日以内に延伸
- ③ 営業年度終了報告書の提出期限が決算後3月から4月に延伸

となった点です。

「経営事項審議手続」では、

- ① 審査基準日が企業の決算日に変更
- ② 公共工事を発注者から直接請け負う業者の経営事項審査の義務付け
- ③ 新項目（建設業の種類別技術職員数、労働福祉の状況、工事の安全成績、建設業経理事務士等の数）の増設

です。

山上主事から、多数の質問に的確なご回答をいただきました。

黒崎補佐への質疑応答では、県側へ

- ① 営業年度終了報告書の提出の徹底
- ② 経営事項審査の事前審査を行政書士に一任
- ③ 申請書類の袋とじ以外による簡易化

以上3点について要望がだされました。

平成6年10月1日行政手続法が施行され、行政書士が、官民のパイプ役として活躍する場が多くなることでしょう。パイプの通りを良くするように、日頃から自己研鑽しておかなければなりません。その意味で、大変有意義な研修会でした。

支部だより

◎金沢支部

7月29日（金）地場産業振興センターに於いて開催されました「行政手続き法」の研修会では、支部の役員の方々には多大のご協力をいただき有難うございました。紙面を借りまして厚くお礼を申し上げます。

9月22日（木）役員会を開催し、強調月間の取組みを中心に協議し、種々の事情から今年度は、官公署に対して、窓口規制の依頼の

実施のみとし、表示プレートができ上がれば、その掲示も合わせてお願いすることといたしました。また、「建設業法の一部改正」についても意見が出され、改正を機に営業年度終了報告書の提出の徹底や申請書の袋とじの廃止などの声が聞かれました。

10月28日（金）「金沢支部組織強化研修会」と銘打って支部役員、平成元年以降の入会の会員を対象に研修会を開催する予定であります。

これは、会員相互の融和協調を図り、入会浅い会員の方に支部の活動の状況を知っていただくことを目的としております。

意見箱のコーナー

研修会講習会の実施について

輪島支部 水元 震

行政書士の作成提出する書類は多種多様である。これに精通するよう講習会を開くことが不可能なことは、言を待つまでもない。特に地方にいる我々にはそうむずかしい書類の依頼もないことであるが、時々くる書類の依頼については、本会では重点的に講習会やグループ研修が行われている。しかし希望を述べるならば、法の解釈は基本であり一番大切なことであるが、今一つ事例をあげて具体的に研修を行いたい。疑問の点を出しあい一つでも精通できればこれにこしたことはない。また、受入窓口の取扱について希望を述べるならば、基本的に受入事務は同じであるが取扱の解釈のちがいがあがる。これは、本会に於て県その他行政官庁の統一した取扱を依頼してもらいたい事例をあげての説明もしたいが、誤解を招く恐れがあるので割愛する。

行政書士とニュースメディアに思う

金沢支部 藤井 速生

結論から述べますと世は既にニュースメディア時代到来、その認識と実行は各位既に承知の通りです。本年10月3日我が石川県行政書士会に於いても夜7時NHKテレビ、ニュース「行政書士110番」の実況放映を拝見し、感激の涙がでました。又同日北国新聞一頁に渡って「こんな仕事をしている」もこれ又業界並びに各人のPRに多大な功績をもたらしておると痛感、ここに我が石川県行政書士会の為御活躍の方々に篤くお礼を申し上げます。

さて私なりに見出しについて現在行っている所見を述べます。

(1) 北国新聞並びに北陸中日新聞の投稿欄に度々己れの意見等を自分の年、氏名、市名、肩書を入れております。率直なところ私も年ごろ頭のボケ防ぎになつているのも事実です。

(2) 当然な義務行為ですが私の「行政書士藤井速生之事務所」の立看板は約一米、夜間電燈付です。尚後程主な業務内容をも記入致す所存です。

(3) 各種職業々界機関紙にも数年来投稿し続けております。

◇その対策と効果

数年来の継続的行為のため私を知っている人は何らかの機会必ずと言ってよい程、向かうから意見を述べてくれます。

又これが業務拡大につながっておることを自負)ても過言ではありません。

尚業務範囲が広過ぎて、こなせませんので私の業界並びに他士族との連携もできる限り常にし業務のやりとりをもしておることを参

考迄付言致します。

「橋」

小松支部 京念 登

橋をテーマにした月刊日本行政 No. 261の表紙写真には北海道東方沖地震之報道でしばしば登場した幣舞橋の美しい夜景が掲載されています。

この月刊誌も、初めて手にしてから数えて51冊となりました。機関紙として又業務資料や関連情報誌として常に利用してきましたが、開業間もない私にとり「会員事務所訪問」という記事は、とりわけ興味深く読みました。

特に、初回のH氏の「こつこつ、真面目に早く、きっちりした書類を作ることが大切。出来ないと弱音を吐くな。引き受けた以上、後は何とでもなる。」と言う言葉や、「はったりもケレンもなしに真面目に生きることには、逃げたり小手先を勞したくなくなる時、よく思い出され、励まされます。

諸先輩に学び、行政書士の一人として国民と行政機関の「架け橋」となれるよう研鑽してまいりたいと思います。



会務日誌

7月2日	支部長会	13名
7月8日	業務研修会「農地法の許可の実務について」	55名
	業務指導部会	5名
	研修会会場借り上げ料交渉のため 県庁へ	1名
7月9日	北陸三県行政書士会合同研修会打合せ会	11名
7月16日	同上	26名
7月18日	新規登録者登録証書伝達	3名
7月22日	石川県土業団体懇談会	2名
7月28日	北陸三県行政書士会合同研修会打合せ会	6名
7月28日	北陸三県行政書士会合同研修会	105名
	中部地方協議会理事会	1名
8月1～2日	全国観察担当者協議会	1名
8月5日	観察部会	4名
8月8日	連合会表彰状伝達	5名
8月20日	理事会	15名

8月27日	広報部会	5名
9月9日	北陸三県行政書士会合同研修会開 催関係諸経費清算会合	4名
	北陸三県行政書士会合同研修会の 県庁へのお礼	2名
9月21～22日	全国事務局長連絡会	1名
9月26日	支部長会	11名
	新規登録者登録証書伝達	3名
9月28日	名古屋入国管理局管内申請取次行 政書士連絡会	1名
10月3日	「行政書士110番」電話無料相談	6名
10月4日	同上	4名
10月5日	同上	4名
10月14日	業務研修会「経営事項審査の手続 の改正点について」「建設業許可 申請手続の改正点について」	55名
10月19～20日	農林建設関係業務指導者研修 会	1名
10月27～28日	運輸交通関係業務指導者研修 会	1名

会員の動き

《新入会員》

登録年月日	所属支部	氏名	事務所	電話番号
6.7.1	金沢	木戸口 博	〒920 金沢市諸江上丁289番地	(0762)21-8438
6.9.7	小松	二輪たか子	〒923 小松市園町ホ289番地1	(0761)24-3383
6.9.7	金沢	今村 幸男	〒920-03 金沢市金石西2丁目19番地2	(0762)67-2715

《退会者》

退会年月日	所属支部	氏名	退会事由
6.8.25	加賀	西野 学	廃業

《登録事項変更》

変更年月日	所属支部	氏名	変更事項	新住所・事務所	電話番号
6.8.30	金沢	中川 徹	事務所・住所	〒921 金沢市八日市5丁目308番地1	(0762)40-6501

事務

会費納

本年度金

口座名

口座番

編集

秋の訪

て一面黄

ダカアワ

足先に国

去る10

の手続き

ることを

政の実現

が我々の

期待は大

「行政

する一般

ではない

大きい声



事務局からのお知らせ

会費納入について

本年度会費を納めておられない方は、至急次の口座へ振り込んでください。

口座名 石川県行政書士会

口座番号 北國銀行本多町出張所

普通預金 30-008717

(事務局)



編集後記

秋の訪れと共に昔見慣れたススキに代わって一面黄色の景色、北米原産の帰化植物セイダカアワダチソウだとか。植物の世界では一足先に国際化なのでしょう。

去る10月1日施行された行政手続法は行政の手続きをできるだけ公正、透明なものにすることを目的としているが、わかりやすい行政の実現がはたして可能なのか、そしてそれが我々の職域拡大につながるのでしょうか、期待は大きいが行きは不透明なのは。

「行政書士制度強調月間」のアピールに対する一般市民の声が会員の皆様にも届いたのではないのでしょうか。この声を絶やさずより大きい声となるよう期待したいものです。

(S. M)

会報いしかわ 第15号

平成6年11月 日発行

発行人 山本吉雄

発行所 石川県行政書士会

〒920 石川県金沢市本多町3丁目2番1号

MRO別館3F

電話 0762-65-5551

M E M O

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

